

# 第6回宮城県教育振興審議会

## 次 第

日時：平成21年10月13日（火）

午後3時から午後5時まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 教育振興基本計画（答申中間案）について

(2) その他

3 その他

4 閉 会

資料1 (仮称)宮城県教育振興基本計画 答申中間案

資料2 教育振興基本計画の体系の変更

資料3 第5回教育振興審議会（H21.8.28）意見への対応案

資料4 「(仮称)宮城県教育振興基本計画(答申中間案)」に対する  
パブリックコメント手続実施要領(案)

## 第6回宮城県教育振興審議会 出席者名簿

日時:平成21年10月13日(火)15:00～17:00

場所:県庁行政庁舎4階 特別会議室

(敬称略、順不同)

所 属	氏 名	出 欠
国立大学法人東北大学未来科学技術共同研究センター名誉教授	よつやなぎ たかお 四ツ柳 隆夫	欠
国立大学法人東北大学加齢医学研究所教授	かわしま りゅうた 川島 隆太	
国立大学法人宮城教育大学教育学部教授	さとう まさこ 佐藤 雅子	欠
国立大学法人宮城教育大学教育学部教授	いのひら まり 猪平 眞理	欠
学校法人村山学園・学校法人おおとり学園理事長 (（社）宮城県私立幼稚園連合会理事長)	むらやま どうご 村山 十五	
栗原市立有賀小学校長 (宮城県小学校長会理事)	すずき やすこ 鈴木 安子	欠
仙台市立富沢中学校長 (仙台市中学校長会会長)	あおぬま かずと 青沼 一民	
宮城県仙台第二高等学校長 (宮城県高等学校長協会副会長)	しょうじ こういち 庄司 恒一	
学校法人常盤木学園理事長 (宮城県私立中学高等学校連合会会長)	まつら ちひろ 松良 千廣	
仙台市長 (宮城県市長会会長)	おくやま えみこ 奥山 恵美子	欠
美里町長 (宮城県町村会会長)	ささき こうえつ 佐々木 功悦	
柴田町教育委員会委員長 (宮城県市町村教育委員会協議会委員)	すずき きよこ 鈴木 清子	
宮城県PTA連合会会長	たかはし さだみつ 高橋 定光	
宮城大学事業構想学部学生	たけだ あいこ 竹田 愛子	
お父さんたちのネットワーク世話人	いしがき まさひろ 石垣 政裕	
南光台東エンジョイ倶楽部事務局長	ごとう みちこ 後藤 道子	
宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長	ささき としこ 佐々木とし子	
有限会社伊豆沼農産代表取締役	いとう ひでお 伊藤 秀雄	
株式会社東栄科学産業代表取締役会長	やましろ いわお 山城 巖	
有限会社岩沼屋ホテル専務取締役	たちばな まきこ 橋 眞紀子	

## 第6回宮城県教育振興審議会 事務局出席者名簿

日時:平成21年10月13日(火)15:00~17:00

場所:県庁行政庁舎4階 特別会議室

所 属	職	氏 名	出 欠
教育庁	教育長	こばやし しんいち 小林 伸一	
〃	教育監兼教育次長	すがわら つうえつ 菅原 通悦	
〃	教育次長	ちば ゆういち 千葉 裕一	
〃	参事兼総務課長	きとう じゆん 佐藤 純	
〃	教育企画室長	あずみ じゆんいち 安住 順一	
〃	福利課長	すがわら やすたか 菅原 康隆	
〃	教職員課長	ごとう のりゆき 後藤 教至	
〃	教職員課県立学校人事専門監	なかがわさい たけし 中川西 剛	
〃	義務教育課長	たけだ ゆきまさ 竹田 幸正	
〃	特別支援教育室長	きくち たけし 菊池 健	
〃	高校教育課長	たかけし ひとし 高橋 仁	
〃	施設整備課長	しずくいし まさあき 霰石 正明	
〃	スポーツ健康課長	ささき かずひこ 佐々木 一彦	
〃	生涯学習課長	あおき けんいち 青木 健一	
〃	文化財保護課長	まやま さとる 真山 悟	
総務部	副参事(学事担当)	おのでら ひろゆき 小野寺 洋征	
保健福祉部	子育て支援室長	すがい たかし 須貝 隆	

出入口

傍聴者席（15席）

仙台市立富沢中学校  
校長 青沼 一民

学校法人村山学園  
理事長 村山 十五

須貝子育て支援室長

小野寺総務部副参事  
（学事担当）

報道機関席

株式会社東栄科学産業  
代表取締役会長 山城 巖

有限会社岩沼屋ホテル  
専務取締役 橋 真紀子

佐藤参事兼総務課長

菅原福利課長

後藤教職員課長

有限会社伊豆沼農産  
代表取締役 伊藤 秀雄

宮城県地域活動（母親クラブ）  
連絡協議会  
会長 佐々木 とし子

南光台東エンジニア倶楽部  
事務局長 後藤 道子

お父さんたちのネットワーク  
世話人 石垣 政裕

宮城大学事業構想学部  
竹田 愛子

東北大学加齢医学研究所  
教授 川島 隆太

宮城県PTA連合会  
会長 高橋 定光

柴田町教育委員会  
委員長 鈴木 清子

美里町長  
佐々木 功悦

学校法人常盤木学園  
理事長 松良 千廣

宮城県仙台第二高等学校  
校長 庄司 恒一

副会長

副会長

副会長

副会長

副会長

副会長

副会長

副会長

副会長

副会長

副会長

竹田義務教育課長

菊池特別支援教育室長

高橋高校教育課長

霽石施設整備課長

千葉教育次長

小林教育長

菅原教育監兼教育次長

安住教育企画室長

佐々木スポーツ健康課長

青木生涯学習課長

真山文化財保護課長

事務局席

出入口

出入口

操作卓

○司会者

受付

出入口

出入口

事務局席

出入口

受付

司会者

操作卓

出入口

出入口

傍聴者席（15席）

後藤教職員課長

菅原福利課長

佐藤参事兼総務課長

有限会社岩沼屋ホテル  
専務取締役 橘 真紀子

株式会社東栄科学産業  
代表取締役会長 山城 巖

記者席

真山文化財保護課長

青木生涯学習課長

佐々木スポーツ健康課長

安住教育企画室長

菅原教育監兼教育次長

小林教育長

千葉教育次長

栗石施設整備課長

高橋高校教育課長

菊池特別支援教育室長

竹田義務教育課長



小野寺総務部副参事  
（学事担当）

須貝子育て支援室長

学校法人村山学園  
理事長 村山 十五

仙台市立富沢中学校  
校長 青沼 一民

宮城県仙台第二高等学校  
校長 庄司 恒一

学校法人常盤木学園  
理事長 松良 千廣

美里町長  
佐々木 功悦

柴田町教育委員会  
委員長 鈴木 清子

宮城県PTA連合会  
会長 高橋 定光

副会長

東北大学加齢医学研究所  
教授 川島 隆太

宮城大学事業構想学部  
竹田 愛子

お父さんたちのネットワーク  
世話人 石垣 政裕

南光台東エンジョイ倶楽部  
事務局長 後藤 道子

宮城県地域活動（母親クラブ）  
連絡協議会  
会長 佐々木 とし子

有限会社伊豆沼農産  
代表取締役 伊藤 秀雄

## 「（仮称）宮城県教育振興基本計画（答申中間案）」に対する パブリックコメント手続実施要領（案）

### 1 目的

宮城県教育振興審議会（以下「審議会」という。）が「（仮称）宮城県教育振興基本計画」の答申をまとめるに当たり、当該答申中間案に対して、広く県民等から意見を募集し、もって県民の参画による開かれた教育行政の推進に資することを目的とする。

### 2 実施機関

宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）

### 3 実施方法

- (1) 教育委員会は、あらかじめ答申中間案を公表する。
- (2) 上記公表の際は、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。
  - ① 答申中間案の概要
  - ② 答申中間案を策定した趣旨、目的及び背景
  - ③ 意見の募集期間、提出方法及び提出先
  - ④ その他意見の募集に関し必要な事項

### 4 公表方法

- (1) 公表に当たっては、教育委員会のホームページに掲載するとともに、県庁県政情報センター及び各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く。）並びに教育庁教育企画室に備え置き供覧するものとする。
- (2) 教育委員会は、答申中間案を策定した趣旨、意見の募集期間等について、河北新報の「県からのお知らせ」欄等に掲載するほか、報道機関への情報提供等積極的な周知のための広報を併せて行うよう努めるものとする。

### 5 意見の提出

- (1) 答申中間案等の公表時期  
平成21年10月16日（金）（予定）
- (2) 意見の募集期間  
平成21年10月16日（金）から平成21年11月15日（日）まで（予定）
- (3) 意見の提出方法  
郵便、ファクシミリ、電子メール
- (4) 意見で用いることのできる言語の種類  
日本語
- (5) 意見提出者に関して明記を求める事項  
氏名又は団体等の名称及び代表者名、住所、電話番号
- (6) 意見の提出先  
宮城県教育庁教育企画室企画班

### 6 意見の取扱い

- (1) 教育委員会は、提出された意見を整理して、直近の審議会に報告する。その際、意見を提出した県民等の氏名、名称その他当該県民等の属性に関する情報は付さないものとする。
- (2) 教育委員会は、提出された意見のうち、趣旨が不明確なもの、公表することにより県民等の権利利益を侵害する恐れがあるもの及び5（5）で求める事項の記載のないものについては、審議会に報告しないものとする。
- (3) 審議会は、提出された意見を十分考慮して、答申をまとめるものとする。
- (4) 審議会は、（3）により答申をまとめたときは、提出された意見の概要とこれらに対する審議会の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した答申中間案に関連のないものについては、審議会の考え方を公表しないこととする。
- (5) 審議会は、（3）により答申中間案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。
- (6) （4）及び（5）による公表の方法は、答申中間案の公表の例によるものとする。

### 7 その他

この要領に定めるもののほか、本パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、宮城県が定める「県民の意見提出手続に関する要綱」の例により取り扱うものとする。